



地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和6年3月5日付け保医発0305第4号)を下記のとおり改正し、令和7年1月1日 から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願い いたします。

記

- 1 別添1の第2章第3部第1節第1款D023 (38) の次に次を加える。
 - (39) マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐性変異同時検出は、 以下のいずれかに該当する場合であって、リアルタイムPCR法により測定した 場合に、本区分の「12」の膣トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム 核酸同時検出の所定点数を準用して算定する。

ア マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症を疑う患者に対して、治療法の選択 を目的として行った場合。

イ マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症の患者に対して、治療効果判定を目 的として行った場合。

- 2 別添1の第2章第13部第1節第1款N002 (10)の次に次を加える。
 - (11) p16タンパクは、子宮頸部上皮内腫瘍 (CIN) が疑われる患者であって、 HE染色で腫瘍性病変の鑑別が困難なものに対してHQリンカーを用いて免疫 染色病理標本作製を行った場合に、本区分の「1」エストロジェンレセプターを 準用して算定する。

(参考:新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
改 正 後 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部~第2部 (略) 第3部 検査 1~18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算~D022 (略) D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)~(38) (略) (39) マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐 性変異同時検出は、以下のいずれかに該当する場合であって 、リアルタイムPCR法により測定した場合に、本区分の「 12」の膣トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム 核酸同時検出の所定点数を準用して算定する。 アーマイコプラズマ・ジェニタリウム感染症を疑う患者に対して、治療法の選択を目的として行った場合。 イーマイコプラズマ・ジェニタリウム感染症の患者に対して 、治療効果判定を目的として行った場合。	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部〜第2部 (略) 第3部 検査 1~18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算~D022 (略) D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)~(38) (略) (新設)

 $D 0 2 3 - 2 \sim D 0 2 5$ (略)

第2款 (略)

第3節~第4節 (略)

第4部~第12部 (略)

第13部 病理診断

 $1 \sim 9$ (略)

第1節 病理標本作製料

N000·N001 (略)

N 0 0 2 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製

(1)~(10) (略)

(11) p16タンパクは、子宮頸部上皮内腫瘍(CIN)が疑われる患者であって、HE染色で腫瘍性病変の鑑別が困難なものに対してHQリンカーを用いて免疫染色病理標本作製を行った場合に、本区分の「1」エストロジェンレセプターを準用して算定する。

 $N003 \sim N005 - 5$ (略)

第2節 (略)

第14部 (略)

第3章 (略)

 $D 0 2 3 - 2 \sim D 0 2 5$ (略)

第2款 (略)

第3節~第4節 (略)

第4部~第12部 (略)

第13部 病理診断

 $1 \sim 9$ (略)

第1節 病理標本作製料

N000·N001 (略)

N 0 0 2 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製

(1)~(10) (略)

(新設)

 $N003 \sim N005 - 5$ (略)

第2節 (略)

第14部 (略)

第3章 (略)